

令和5年第1回筑西市教育委員会臨時会会議録

招集日時	令和5年1月31日（火） 午前10時00分 （開会：午前10時00分 ～ 閉会：午前10時50分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長：小室高志、教育長職務代理者：吉澤貴美子、教育委員：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏
欠席委員	なし
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	次長：島村信之、次長：入山克巳、学務課長：根本薫、指導課長：池田いずみ、義務教育学校整備推進課長：市塚文夫、生涯学習課長：寺内智恵子、学務課学校総務グループ課長補佐：木村拓夫、学務課学校総務グループ主任：相野谷直子
議 案	報告第3号 令和4年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について 報告第4号 市議会提出議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」の修正、可決について 議案第3号 教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について 議案第4号 筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則の制定について 議案第5号 筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について 議案第6号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について
議事の概要	小 室 教 育 長： みなさん、こんにちは。ただ今より、令和5年第1回筑西市教育委員会臨時会を開会します。 それでは、2. 議事に入ります。報告第3号「令和4年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について」、報告をお願いします。 学 務 課 長： 報告第3号「令和4年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について」、ご報告します。 令和4年度筑西市一般会計補正予算第7号については、1月30日の市議会臨時会に提出し、同日付けで可決いただいたものです。それでは、補正予算の概要について説明します。

はじめに、歳出予算補正です。一つ目は、所管課・地域交流センター、事業名・地域交流センター改修事業の施設改修工事設計委託料に、9,785万6千円の増額補正をするものです。事業概要は、老朽化が進んでいる地域交流センター・アルテリオの施設全体の大規模改修を実施するための工事設計に係る委託料です。

二つ目は、所管課・明野幼稚園、事業名・明野幼稚園事務費の機械器具費に、18万円の増額補正をするものです。事業概要は、昨年、静岡県で発生した送迎バスの園児の置き去りによる死亡事故を受けまして、令和5年4月から、幼稚園の送迎バスに置き去り防止のための安全装置を設置することが義務化されるため、この機器を購入するための費用です。

次に、債務負担行為補正です。事業名・下館中学校スクールバス運行委託、期間は令和5年度、限度額は2,564万3千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内の額です。内容については、次の報告第4号でご報告します「筑西市スクールバスの運行に関する条例」の修正議案が、昨日の市議会臨時会で可決されたことに伴い、スクールバスの利用対象者が当初予定よりも拡大し、バスの運行台数も増える見込みであることから、委託料の限度額を当初予定の712万3千円から、2,564万3千円に増額するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、報告第3号について説明がありました。質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、報告第4号「市議会提出議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」の修正、可決について」、報告をお願いします。

義務教育学校整備推進課長： 報告第4号「市議会提出議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」の修正、可決について」、ご報告します。

修正の説明の前に、修正に至る経緯についてご説明します。「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」の市議会への提出については、令和4年11月17日の教育委員会定例会に議案第42号としてお諮りし、承認を得て、12月の議会に上程しました。しかしながら、常任委員会での審議の結果、継続審査という決定を受け、本会議においても同様の結果を受けました。

その継続審査の結果、1月17日に常任委員会が改めて開催され、スクールバスの運行計画の見直しを含めた修正案が提出され、可決されています。その後、その修正案は1月30日の臨時議会に上程され可決されました。

そのため、今後はこの修正内容によりスクールバスを運行することとなりますので、11月17日にご説明し

た元の条例案からの修正箇所を中心にご説明します。

議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例」の修正内容ですが、まず、第1条の趣旨では、原案では、「～統合に伴い、遠距離通学を行う生徒の負担軽減を目的」としておりましたが、修正により、「～統合により遠距離通学となり、又は通学に新たな負担が生じる生徒の通学時における負担の軽減」と修正されています。

第2条の利用対象者については、原案では、「その通学距離がおおむね6キロメートル以上となるもの」としていましたが、修正では、「学校の統合により通学距離がおおむね6キロメートル以上となるもの又は通学に新たな負担が生じるもの」とされています。

第11条の利用許可の取消し等の第2項において、「保護者負担金を3月以上滞納したときは、利用許可の取り消し又は、利用を停止することができる」としていましたが、修正では削除されています。

附則においては、原案になかった修正内容が追加され、「(検討)3 市長は、この条例の施行後1年を目途として、この条例の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。」と追加されました。

条例の修正内容は、以上となります。

この結果を受けまして、当課としてスクールバスの運行計画も見直しています。この後お諮りする規則の内容とも関係することから、参考資料図面により修正内容を簡潔にご説明します。

まず、対象区域ですが、原案では遠距離通学となる生徒の通学支援を目的としていたことから、対象区域を樋口の一部、奥田、下高田、落合、八田としていました。修正案では、乗降所まで行っていただければ、どなたでもスクールバスを利用できるとしたことから、中小学区、河間小学区に住む生徒全てを利用対象者としたものです。

次に乗降所ですが、原案では、ひぐち駅、下高田の第9分団消防詰所の2か所を乗降所としていましたが、修正案では、久下田駅、奥田北児童館、河間公民館跡地の3つの乗降所を追加し、5つの乗降所へと見直しを図っております。

中小学区、河間小学区に住所を有する生徒で、かつ、下館中学校に通学する生徒で、この5つの乗降所を利用できる生徒であれば、どなたでもスクールバスを利用できる修正としたものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、報告第4号について説明がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

草間委員： 予算も増加したということですが、バスは何台増えたのですか。

義務教育学校整備推進課長： 当初、利用対象者 32 人の地区で利用希望調査を行ったところ 11 人が利用を希望し、7 人がまだ決められないということから、最大 18 人が利用すると想定し、21 人乗車定員のマイクロバス 1 台で試算しました。新たに制度を見直したところ、対象者が 122 人となり、最大で 60%の利用を想定し 81 人利用するとした場合、中型バス 3 台が必要になるものとして試算しました。

吉澤委員： 条例について聞きたいのですが、「通学に新たな負担が生じる」という文言が 2 度出てきますが、具体的にどのようなことが含まれるのでしょうか。

義務教育学校整備推進課長： これまで北中学校に通っていた生徒が下館中学校に通うにあたり、遠距離というのは 6 km 以上ですが、6 km 未満でも通学が困難だということで、6 km 未満の生徒をある程度拾ってあげるということで、乗降所まで行けば利用したい人は乗車できるように修正されたものです。

吉澤委員： 「通学に新たな負担が生じる」という文言には、「誰でも乗れます」という意味が含まれているということですか。

義務教育学校整備推進課長： 裏を返しますと、乗降所まで行ってもらえればどなたでも乗車できるということです。

草間委員： 肢体不自由であるとか、そういったことだけではないのですね。

義務教育学校整備推進課長： 一点補足したいのですが、当初は一筆書きのルートだったのですが、修正後は 2 つのルートを計画しています。しかし、利用申請を 2 月 6 日まで受け付けており、利用希望者が決まらなるとバスの大きさが決定できないため、バスの大きさが決まってから運行ルートも決まることとなります。

草間委員： 北中学校が閉校しても、予算的には維持管理経費よりバス代の方が多いのですか。

義務教育学校整備推進課長： 維持管理経費については、建物の改修などを含まない経費でおよそ 1,500 万円です。

小室教育長： 今回の段階での想定で説明をいただきました。また何かあれば報告したいと思います。よろしいでしょうか。続きまして、議案第 3 号「教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」、説明をお願いします。

学務課長： 議案第 3 号「教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」、ご説明します。

本日、令和5年1月31日付けで、市長から教育委員会に対し、協議に関する通知を受けています。内容については、先ほど報告のあった「筑西市スクールバスの運行に関する条例」の修正議案が、昨日の市議会臨時会で可決されたことに伴い、この条例の運用について市長から教育委員会に委任することに関して、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議するものです。

筑西市教育委員会に対する事務委任規則の新旧対照表をご覧ください。市長から教育委員会に委任する事務として、第2条第1項第12号に「筑西市スクールバスの運行に関する条例の規定に基づくスクールバスの運行並びに保護者負担金の徴収及び減免に関すること。」が加えられます。この委任を受けることにより、次の議案第4号でご説明します「筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則」を、市規則ではなく、教育委員会の規則として制定することができることとなるものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、議案第3号について説明がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

草間委員： 減免の対象者はいますか。

義務教育学校整備推進課長： 減免の対象は、就学援助を受けている人は全額、怪我や疾病により1か月全て利用しなかった人は全額、2分の1以上利用しなかった人は半額免除となります。

小室教育長： よろしいでしょうか。それでは、議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第3号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第4号「筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則の制定について」、説明をお願いします。

義務教育学校整備推進課長： 議案第4号「筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則の制定について」、ご説明します。先ほど、スクールバスの運行に関する条例の修正、可決についてご説明し、併せて、スクールバスの運行計画についても図面によりご説明しました。

このスクールバスの運行計画は、条例で定める内容と規則で定める内容があります。先ほどの条例を施行するにあたり、必要な事項を規則において定めるものです。

「筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則」をご覧ください。

第1条の趣旨は、条例を施行するにあたり、必要な事項を規則において定めるものです。

第2条の定義については、条例に規定する用語に準じる旨を記載しています。

第3条では、条例において、規則で定める学校及び区域を示しています。別表第1で示すとおり、学校は下館中学校、その右側に区域を示していますが、これは中小学区と河間小学校区を大字により示したもので、中館については、下館小学校区と中小学区と混在していることから、地番により示したものです。

第4条では、利用申請から、利用許可について定めたもので、第2項に申請書を前年度の12月末日までに教育長に提出すると定めています。ただし、今年度は条例、施行規則を定める初年度でもあり、やむを得ない事由として、2月6日までに申請書を提出いただきます。

第5条では利用の変更を要する事項について、第6条では利用の中止等について、第7条では利用カードの再交付について、第8条では規則で定める保護者負担金、利用料金の納付方法についてです。

第9条では保護者負担金の減免を規定しており、減免を受けようとする保護者には、利用した月の翌月10日までに減免申請書を提出いただきます。減免の内容については、別表第2に減免規程を示しています。第1項では、修学援助を受けている保護者は全額、第2項では、負傷、疾病等を理由に1月全く利用しない場合全額、第3項では、怪我等を理由に月の2分の1以上利用しない場合半額、第4項では、教育長が特に必要と認める場合は相当額の減免を認めることを定めています。

第10条では、スクールバスを利用するにあたり順守する事項を定めています。第1項では利用する生徒が順守する事項を、第2項では利用保護者が順守する事項を定めています。

第11条では、条例第11条の規定「利用対象者でなくなったとき、利用に際して著しい違反があったとき」利用許可の取り消し等について定めています。

補足として、「この規則に定めるもののほかスクールバスの運行に際し必要な事項は、教育長が別に定める。」としています。

このことについては、条例第4条に定めている運行内容などになります。運行時刻、運行回数、運行経路、その他の運行内容等、学校の長と協議のうえ、別に定めるものです。

附則として、この規則は、令和5年4月1日から施行するとしています。

7ページから18ページは、利用許可申請書や変更申請書、許可・変更許書等の様式、利用カードについて定めたものです。

なお、最後のページには、申請に対し不許可等の決定をした場合の不服申し立て等の審査請求、取消訴訟の提起に係る教示の標準的な仕様の文言を示しています。行政不服に対する審査請求先は、その権限の所在によっ

て、筑西市長、教育委員会等と変わります。また、審査請求の内容に応じ、その教示の内容も変わります。説明は以上です。よろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、議案第4号について説明がありました。質問等ありましたらお願いします。

草間委員： 利用カードを作るなど、事務がとても大変ですね。

義務教育学校整備推進課長： これまで、保護者の方へ遠距離通学ということで説明をしてきましたが、その内容も変わったため説明も新たにしなければならないと思っています。利用申請期間も2週間を想定していましたが、利用者を確定しないとバスの台数の決定や契約に伴う仕様書も作成できないため、1週間に圧縮します。

塚本委員： 利用許可申請書は、小学生の保護者が提出するものでしょうか。

義務教育学校整備推進課長： 利用許可申請書は、小学生の保護者が小学校へ提出し、学校を通じて教育委員会に届きます。

塚本委員： 利用許可申請書の「学校名」の欄に、保護者は誤って今通っている小学校名を書いてしまうと思います。

義務教育学校整備推進課長： 今回は、入学先の「下館中学校」と記入していただくこととなります。利用許可申請書を配る際、記入例も一緒に配っており、そこに学校名についても記入例が記載されています。

小室教育長： 記入例をつけていれば、保護者にもわかると思います。よろしいでしょうか。それでは、議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第4号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第5号「筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、議案第6号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、併せて説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第5号「筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、議案第6号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、関連がありますので、併せてご説明します。

始めに、議案第5号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、ご説明します。

改正の理由、内容ですが、筑西市青少年センター運営協議会は、現在、年1回開催し、筑西市青少年センタ

一の事業運営について協議を行う場となっています。しかしながら、筑西市青少年問題協議会においても当該センター事業運営について協議をしていること、また、重複して委嘱されている委員も多いことから、所管する業務を青少年問題協議会に一元化するため、青少年センター運営協議会を廃止することとしました。このため、条例の別表第2項の「青少年センター運営協議会」の項を削除するものです。

この改正による効果は、所管する業務を青少年問題協議会に一元化することで、青少年の指導、育成及び非行防止等に関する事業のより一体的な推進を図ることができるものと考えています。また、協議会運営や事務事業の効率化も図ることができると考えています。

なお、青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき設置をしている協議会です。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策を調査審議するとともに、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る機関です。

次に、議案第6号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、ご説明します。

改正の内容ですが、先にご説明しました筑西市青少年センター運営協議会を廃止することに伴い、委員報酬に係る規定である条例の別表第3第2項の表の「青少年センター協議会」の項を削除するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、議案第5号、議案第6号について説明がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

草間委員： 青少年センター運営協議会と青少年問題協議会のメンバーで、重複していない人は何割くらいいますか。

生涯学習課長： 約半数が重複しています。また、委嘱されている本人は重複していなくても、推薦団体が同一ということもあります。

草間委員： 青少年センター運営協議会が廃止になることについて、委員の承諾は受けていますか。

生涯学習課長： 令和5年1月11日に青少年センター運営協議会を開催し、その中で協議会の廃止について議案とさせていただき、出席委員の賛成を受けています。

小室教育長： 2つの協議会で同じ内容を協議していましたが、重複している委員さんには負担もあったと思います。今回廃止することで、スリム化されるのではないかと思います。

塚本委員： 活動内容としては、支障ないのでしょうか。

小室教育長： 支障ありません。よろしいでしょうか。それでは、議案第5号、議案第6号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各 委 員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第5号、議案第6号について、原案どおり可決いたします。よろしいでしょうか。その他、ございましたらお願いします。
以上で、令和5年第1回筑西市教育委員会臨時会を閉会します。